

確定申告・市県民税申告はお早めに!

2月16日(金) ~ 3月15日(木) 消費税4月2日(月)まで

確定申告に関する
問い合わせ先 | 菊池税務署
☎0968-25-2121

市県民税に関する
問い合わせ先 | 市役所税務課
☎248-1114

自分で書いてお早めに!

平成18年分の所得税の確定申告は2月16日(金)から3月15日(木)までとなっています。この期間中、市では次ページの日程で市県民税の申告相談会場を開設します。例年、会場は大変混雑し、特に申告期限前は混み合います。できるだけ日程表の指定の日に、時間に余裕を持っておいでください。



日程・市県民税・国民健康保険税に関するお問い合わせは
市役所税務課(合志庁舎) ☎248-1114

| 市県民税申告相談受付日程表 | | | | | |
|---------------|---|------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 受付時間 | 全会場共通 午前9時~11時 午後1時~4時 | | | | |
| 会場 | 合志庁舎 | 泉ヶ丘支所 | 西合志庁舎 | | 須屋市民センター |
| | 地区名 | 地区名 | 地区名 | | 地区名 |
| | | | 午前 | 午後 | 午前 午後 |
| 2月16日(金) | 出分 新古閑 上古閑 御領 | | | | 西須屋団地 県営住宅 堀川 |
| 2月19日(月) | 野付 横町 竹迫住宅 合志中央団地 | | | | 須屋 須屋 |
| 2月20日(火) | 上町 日向 新迫 | | | | 須屋 榎ノ本 南陽 |
| 2月21日(水) | 下町 二子 油古閑 | | | | 上須屋 上須屋 |
| 2月22日(木) | 原口 原口下 | | | | 東須屋 東須屋 南須屋 |
| 2月23日(金) | 上庄 | | | | 黒石 新開 みずき台 |
| 2月26日(月) | 平島 鹿水 栄住宅 山下団地 | | | | 黒石団地 黒石団地 |
| 2月27日(火) | 新栄温泉団地 中林 後川辺 | | | | 黒石団地 黒石団地 |
| 2月28日(水) | 栄温泉団地 | | | | |
| 3月1日(木) | | 群 | 若原 | 若原 | |
| 3月2日(金) | | 黒石原 西沖住宅 | 大池 東大池 | 木野原 ムトリック団地 | |
| 3月5日(月) | ※ご注意ください! この間(3/1~3/8) 合志庁舎での受付は ありません | 泉ヶ丘 雇用促進住宅 | 外園 湯之端 くぬぎヶ丘団地 | 中尾 芝原 東 | |
| 3月6日(火) | | すすかけ台 笹原 | 城 上生 北 | 本村 辻 | |
| 3月7日(水) | | 永江団地 沖野台 | 小合志 小池 | 高木 江良 合生住宅 | |
| 3月8日(木) | | 武蔵野台 杉並台 | 灰塚 黒松 辻久保 | 弘生 生坪 立割 桑木鶴団地 | |
| 3月9日(金) | 地区指定なし受付 | | | 地区指定なし受付 | |
| 3月12日(月) | 地区指定なし受付 | | | 地区指定なし受付 | |
| 3月13日(火) | 地区指定なし受付 | | | 地区指定なし受付 | |
| 3月14日(水) | 地区指定なし受付 | | | 地区指定なし受付 | |
| 3月15日(木) | 地区指定なし受付 | | | 地区指定なし受付 | |

※2/15~2/27の間、
須屋市民センター2階
は夜間閉館となります。

※須屋市民センターの駐
車場は、建物右奥のグラ
ウンドをご利用ください。
ご協力をお願いします。

※合志庁舎は3月1日から3月8日まで受け付けができません
※申告はできるだけ地区指定日においでください。3月9日から15日まで(土・日を除く)は地区指定なく合志庁舎・西合志庁舎で受け付けをしますが、毎年大変混雑し、長時間お待ちをされる場合もあります。時間に余裕を持っておいでください。

◎国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) 「確定申告書作成コーナー」で確定申告書が自宅で簡単に作成できます。ここで作成した申告書は税務署に提出できます。
◎国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告・納税ができます。ご利用に当たっては事前に届出が必要です。[e-Taxホームページ] <http://www.e-tax.nta.go.jp>

- 確定申告をしなければならない主な人**
- 税務署から申告書が送付された人
 - 給与所得者で2カ所以上から給与を受けている人
 - 給与収入が2千万円を超える人
 - 給与所得がある人で、給与以外の所得金額が20万円を超える人
 - 事業、不動産、農業所得がある人
 - 譲渡所得がある人などです。
 - ※ 税務署が開設する確定申告センターをご利用ください。
- 申告に必要なもの**
- 申告書(送付があった人)
 - 給与・公的年金の源泉徴収票
 - 保険料の控除証明書(生命保険・個人年金・損害保険)
 - 国民年金納付証明書・任意継続保険領収証など
 - 印鑑(本人名義の預貯金口座番号がわかるもの)
 - 事業・農業・不動産所得の收支内訳書などです。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人**
- この控除をはじめとする控除を受ける人は確定申告が必要です。税務署が開設する確定申告センターをご利用ください。所得の必要書類のほかに次の書類を準備してください。
- 登記簿謄本又は抄本・住民票・借入

- 市県民税の申告**
- 平成19年1月1日現在で、合志市に住所がある人は次の場合、申告が必要です。
- 平成18年中になんらかの収入があった人
 - 平成18年中に収入のなかった人
 - 公的年金受給者で、社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった人
 - 市外へ単身赴任している人の扶養となる家族の人などです。
 - ただし次の場合を除きます。
給与所得のみで年末調整が済んだ人
 - 確定申告をする人
 - 平成18年中に収入のない人で、市内に住所のある親族の扶養になっ
- 国民健康保険の人は申告を**
- 国民健康保険加入者(加入している世帯員と加入に関係なく世帯主)は、
- 年金未残高証明
 - 売買契約書(収入印紙貼付の確認できる写し)
 - 共有物件で別々の申告の場合はそれぞれ2組必要です。
- 医療費控除を受ける人**
- 医療費控除は、平成18年中にお支払いになった領収証の添付が必要です。また、事前に集計を済ませてください。

主な税制改正について 下記改正により、多くの人について6月からの市県民税の増額が予想されます。

<定率減税の縮小・廃止、および所得税・住民税の税源移譲が実施されます>

- **所得税関係**
※定率減税が減額されます。
減税率 現行20%→10%(上限25万円→12万5千円)
(所得税定率減税は19年分から廃止されます)
※税率が改正されます。(税源移譲)
税率 現行4段階→6段階(平成19年1月から)
給与所得者は19年1月分の源泉徴収から、事業者などの確定申告者は、19年分の確定申告で新しい税率が適用されます。
- **市県民税関係**
※定率減税が廃止されます。
(現行7.5%・上限2万円が廃止)
※平成19年度の住民税所得割税率が改正されます。(税源移譲)
税率 現行3段階累進税率→一律10%(市民税6%、県民税4%)

税務署開設の確定申告センター

確定申告が必要な人はご利用ください。

会場 JA 菊池 菊池中央支所(菊池市)
期間 2月16日(金)~3月15日(木)(土・日を除く)
時間 午前9時~午後4時
※2月6日(火)から2月15日(木)まで南九州税理士会菊池支部による無料相談を同会場・同時間で実施します。(土・日・祝日を除く)
申告書の送付・問い合わせ先
菊池税務署 ☎0968-25-2121(代表・総務課)
☎0968-25-2123(個人課税部門)
〒861-1393 菊池市隈府874-1

申告をしない人

平成18年中の所得の確定ができたため、児童手当・保育園入園・公営住宅入居・国民年金保険料免除申請などいろいろな手続きに必要な所得関係の証明書が交付できません。

所得がない場合でも、必ず申告をしてください。軽減対象から除外されるなどの不利益を生じることがあります。